職務内容書（理事長）

独立行政法人統計センター　理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人統計センターは、国勢調査等の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行っています。

公募対象である理事長は、当法人の基本的な経営方針を立案し、総務大臣の定める年度目標及びその達成のための事業計画に基づき、法人全体の運営管理業務を総理します。

このため、大規模組織の運営を確実に実現するための法人代表者としての適格性を有するとともに、公的統計の中立性・正確性・迅速性・有用性を確保し、事務・事業を正確・確実に執行できる人材を求めています。

１．機関名：独立行政法人統計センター

（法人の業務概要）

当法人は、平成１５年４月に総務省から分離し、設立された独立行政法人であり、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として、国勢調査等の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行っている。主な業務内容は、以下のとおり。

（１）　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表

（２）　国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて行う、統計調査の実施又は製表

（３）　統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

（４）　前（１）～（３）に掲げる業務に必要な技術の研究

（５）　統計法に基づき国の行政機関又は指定独立行政法人等の委託を受けて行う、オンサイト利用による調査票情報の提供、オーダーメード集計の結果の提供及び匿名データの提供の各事務

（６）　前（１）～（５）に掲げる業務に附帯する業務

２．ポスト：理事長　１ポスト１名

（任期４年：令和９年４月１日～令和１３年３月３１日）

３．職務内容

当法人の基本的な経営方針を立案し、総務大臣の定める年度目標及びその達成のための事業計画に基づき、次の業務を遂行する組織を統率し、法人全体の運営管理業務（職員数：約６４０名）を総理する。

① 総務部

運営方針の企画・立案、事業計画、業務に関する重要事項の企画・立案、事業報告、業務実績評価、組織、文書管理、業務に関する総合調整等に関する業務、職員の人事・福利厚生、経費及び収入の予算、決算及び会計、財産及び物品の管理等に関する業務

② 統計編成部

国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積・加工その他の処理、企業調査支援事業に関する事務、これらに関する総合調整等に関する業務

③ 情報システム部

情報システム戦略の企画・立案、情報技術及び情報処理に関する品質管理、情報システム基盤の運用、情報セキュリティーに関する企画・管理、政府共同利用システム及びその他関連システムの運用・管理、各府省における統計基盤のデジタル化の推進の支援に関する企画等に関する業務

④ 統計技術・提供部

オンサイト利用による調査票情報の提供、国の行政機関の委託を受けた匿名データの作成・提供又はオーダーメード集計、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けた統計調査の製表、業務に必要な技術の調査・研究等に関する業務

⑤ 監査室

監査に関する業務

⑥ 統計データ利活用センター（和歌山県和歌山市）

オンサイト施設の運用・管理、オンサイト利用の推進等に関する業務

４．必要な資格・経験等

- 原則として任期満了時点で７０歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- 大規模組織の運営経験及び他機関との関係構築力を有するとともに、公的統計の正確性・迅速性・有用性を確保し、事務・事業を正確・確実に執行する強い意欲が認められること。
- 市場及び政治からの中立性を確保でき、疑念を生じさせない人材であること。
- 公的統計制度又は統計実務（民間統計を含む。）に係る知識を有していること。
- 公平性を担保して理事長業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる、人格高潔で高い倫理観を有すること。

５．勤務条件

（１）勤務条件

・勤 務 形 態：常勤
・勤　務　地：独立行政法人統計センター（東京都新宿区若松町 19 番１号）
・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
・給　　与：年収約２，０００万円（地域手当、期末特別手当を含む。）及び通勤手当
・福 利 厚 生：総務省共済組合（健康保険、厚生年金に相当）に加入、健康診断年１回

（２）選考方法

・公募により以下のとおり選考する。

① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
② 二次選考（面接審査）
③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て総務大臣が任命

６．応募方法

（１）応募書類等

・ 履歴書（日本産業規格（ＪＩＳ規格）履歴書に写真を添付の上、応募動機、学歴、職歴、保有する資格等の必要事項を詳細に記載すること。）
・ 自己アピール文書（Ａ４で２枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。）

（２）応募先

（郵送の場合）

〒１００－８９２６　東京都千代田区霞が関 2－1－2　中央合同庁舎第２号館
総務省大臣官房秘書課 人事第一係（担当：品田）
※封筒には「独立行政法人役員の応募書類在中」と朱書きで明記の上、簡易書留又は一般書留で郵送すること。

（メールの場合）

yakuinkoubo@soumu.go.jp
※件名は「独立行政法人役員の応募書類」としてください（誤送信がないよう注意ください。）。

（３）応募期限

令和８年１２月１４日（月）（必着）

７．欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことはできない。

【参考】

○　独立行政法人通則法

（役員の欠格条項）

第二十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の服務）

第五十三条

５　役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

８．問合せ先

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎第２号館

総務省大臣官房秘書課 人事第一係（担当：品田）

電　話：03-5253-5075

e-mail：yakuinkoubo@soumu.go.jp

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html